

登別市障害児保育実施要綱

登別市心身障害児保育実施要綱（平成4年訓令第10号）の全部改正（平成17年10月訓令第25号）

（趣旨）

第1条 この訓令は、登別市保育所条例（平成10年条例第3号。以下「保育所条例」という。）、登別市子どものための教育・保育給付に関する条例（平成27年条例第5号。以下「給付条例」という。）、登別市保育所条例施行規則（平成10年規則第9号。以下「保育所規則」という。）及び登別市子どものための教育・保育給付に関する条例施行規則（平成27年規則第22号。以下「給付規則」という。）に定めがあるもののほか、心身に障害を有する児童（以下「障害児」という。）の保育所への入所及び保育の利用（以下「障害児保育」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（対象児童）

第2条 障害児保育の対象となる児童は、次の各号のいずれにも該当する障害児とする。

- （1）給付条例第3条の規定により保育の利用を必要とする児童
- （2）満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの児童
- （3）一般の児童との集団保育が可能で、かつ、日々通所することができる児童

（実施保育所及び定員）

第3条 障害児保育を実施する保育所（以下「実施保育所」という。）は、保育所条例第2条に定める保育所とする。

2 実施保育所において受け入れる障害児の定員は、各保育所6人とする。

（保育士の配置）

第4条 実施保育所には障害児保育を担当する保育士を配置するものとする。

2 前項の配置基準は、障害児3人につき1人以上とする。

（保育方法）

第5条 障害児保育は、集団保育を原則とし、次により行うものとする。

- （1）実施保育所の長（以下「保育所長」という。）は、障害児の障害種類及び程度に応じ指導計画を策定するとともに、障害児ごとに指導記録票を作成すること。
- （2）必要に応じて障害児のみの個別指導を行うこと。

2 保育時間は、保育所規則第4条第1号に規定する普通保育を行う時間とする。た

だし、保育所長は障害児の精神的及び肉体的状態に応じて、個々に保育時間を定めることができる。

3 保育所長は、障害児の保護者及び関係機関と連携し、円滑な障害児保育の実施に努めるものとする。

(入所手続及び決定)

第6条 実施保育所に障害児を入所させることを希望する者は、給付規則第11条に規定する申請書により市長に申し込まなければならない。この場合において、市長は、入所の可否を判断するために必要と認めるときは、医師、児童相談所等（以下「関係機関」という。）が発行する診断書等の提出を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、給付規則第12条の規定によるほか、必要に応じ次条に規定する審査会の意見を聴いて保育の利用の要否の決定等を行うものとする。

(障害児保育実施審査会)

第7条 障害児保育を適正に実施するため、障害児保育実施審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の所管事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害児の入所及び入所後の保育の利用継続の可否に関すること。
- (2) 入所した障害児の処遇に関する助言及び指導に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 審査会は、次の各号に掲げる職にある者をもって構成する。ただし、当該各号の職の者が複数あった場合には、それぞれ市長が指定するものとする。

- (1) 障害児福祉所管グループの主幹職
- (2) 保育所所管グループの主幹職
- (3) 保育所長
- (4) 母子保健所管グループの主幹職
- (5) 保健師
- (6) その他市長が必要と認める者

4 審査会は、必要に応じて市長が招集する。

5 審査会の庶務は、保育所所管グループにおいて処理する。

(退所)

第8条 市長は、障害児が入所後、集団保育の利用が困難であると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該障害児を退所させることができる。この場合において、市長は、退所の可否を判断するために必要と認めるときは、関係機関の意見を聴く

ものとする。

(その他)

第9条 この訓令は、入所後に障害を有することが判明した児童にも適用する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成17年訓令第25号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年訓令第22号)

この訓令は、平成20年8月1日から施行する。

附 則 (平成27年訓令第12号)

この訓令は、平成27年4月8日から施行し、改正後の登別市障害児保育実施要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。